

文化財保護審議会

日 時：令和5年6月21日（水）
午後2時～

会 場：愛西市文化会館 研修室

1. あいさつ

2. 委嘱状の交付

3. 会長及び職務代理者の選出 会 長（ ）
職務代理者（ ）

4. 協議事項

・令和4年度事業報告

・令和5年度予定事業

・市江車修理事業について

5. その他

令和5・6年度文化財保護審議会委員名簿

		氏名	備考
1	委員	石田正義	
2	委員	蔭山誠一	
3	委員	鬼頭剛	
4	委員	藤井智鶴	
5	委員	鹿島輝夫	
6	委員	伊藤悟	
7	委員	見田隆鑑	
8	委員	鬼頭秀明	
9	委員	岩田敏也	

令和4年度 主要文化財事業（報告）

1 資料の収集

- 特になし

2 文化財普及・啓発事業

- (1) 文化財講座「あいさい物語」(全9回)：定員30名(参加人数19人)

4月から参加者申し込みを開始し、5月から講座が開始した。

(事業費90千円)

- (2) 令和4年度海部歴史研究会歴史講演会(全2回)

愛西市佐織公民館ホールにて海部歴史研究会講演会を開催しました。

- ・第1回 令和5年2月19日(日) 14:00～(参加人数:145人)

「海部地域の村役人の読書とネットワーク」

講師 松尾由希子氏(静岡大学准教授)

- ・第2回 令和5年3月5日(日) 14:00～(参加人数:143人)

「村役人のお仕事」

講師 山崎善弘氏(東京未来大学モチベーション行動科学部准教授)

(事業費80千円)

- (3) 津島市・愛西市共同開催講座「祭りを学ぶ」：定員30名(参加人数36名)

令和4年7月9日(土)、7月16日(土)、24日(日)の全3回で実施した。

①クイズで学ぶ尾張津島天王祭と津島祭礼図屏風(複製品)鑑賞

②車楽舟を組み立てよう!(パズル工作)

津島神社・天王川公園など尾張津島天王祭関係地を巡るフィールドワーク

③観覧船に乗って朝祭の車楽舟を間近で見学

(4) 特別展「市江車のひみつ」

期 間：令和4年6月21日（火）～7月31日（日）

場 所：佐織公民館 佐織歴史民俗資料室前エントランスロビー

企画展「あいさいの寺子屋」

期 間：令和4年11月5日（土）～11月30日（水）

場 所：佐織公民館 佐織歴史民俗資料室前エントランスロビー

企画展「愛西市の冬の行事・まつり」

期 間：令和5年2月1日（水）～3月12日（日）

場 所：佐織公民館 佐織歴史民俗資料室前エントランスロビー

関連事業：県下有志博物館開催「ひなまつりスタンプラリー」

(5) オコワ祭パンフレット「春の訪れをつげるオコワ祭」

愛西市指定文化財第20号の勝幡オコワ祭のパンフレットを作成した。

関連する事業として、令和5年1月30日に勝幡小学校にてオコワ祭講座を実施し、コモ編み体験等を行った。

(6) にっぽん城まつり feat.出張！お城 EXPO in 愛知

常滑市の愛知県国際展示場で行われた全国の城に関する展示会イベントで愛西・稲沢市および両市観光協会と合同で、勝幡城や「見越の信長松」に関する展示を実施した。

期 間：令和5年3月19日（日）

3 令和4年度文化財の整備

(1) ガス燻蒸

令和4年6月6日 佐織歴史民俗資料室

10月25・27日 八開郷土資料室（仮）

（事業費495千円）

(2) 東保八幡社「佐屋の大松」落雷被害保護

令和4年7月9日（土）23時30分頃に発生した落雷により、一部の表皮が剥離したため、雨水や雑菌が入らないように保護剤湿布した。

（事業費200千円）

(3) 市江車保存会補助金（尾張津島天王祭）

（事業費2200千円）

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、尾張津島天王祭が縮小開

催となった。

(4) 市江車修理事業 (事業費1597千円)

令和4年度市江車修理事業として、上記の事業費を見込んでいたが、文化庁の補助金(令和3年度補正 文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業))を申請し、全額文化庁の負担で修理を実施した。

補助金交付額: 7,818,000円

(5) 勝軍延命地蔵菩薩自動火災報知整備工事 (事業費55千円)

勝軍延命地蔵を安置する西條地蔵堂に自動火災報知機を設置した。

令和5年度 主要文化財事業（予定）

※一部報告含む

1 資料の収集

- 特になし

2 文化財普及・啓発事業

- (1) 文化財講座「あいさい物語」(全9回)：定員30名

令和5年度は愛西市内の伝承に関する場所を回る歴史講座

(事業費90千円)

- (2) 津島市・愛西市共同開催講座「令和5年度 祭りを学ぶ」(全3回)

：定員30名

津島市・愛西市内の小学4年生から6年生の児童に、尾張津島天王祭について学んでもらう講座

①7月9日：事前学習・興禅寺や津島神社等フィールドワーク

②7月23日：観覧船から朝祭を見学する

③8月6日：神葎刈体験・注連縄作り体験

(事業費40千円)

(3) 企画展

- 1 企画展「市江車の魅力再発見！！～令和4年度市江車修理事業を終えて～」

期間：6月15日（木）～7月2日（日）

内容：令和4年度市江車修理事業において修理が完了した小屋台の部材を展示するとともに、市江車の魅力を再発見してもらう展示を実施する。

- 2 (仮) 企画展「江戸時代の金融～お金がないとき庶民はどうしたの？～」

期間：11月～12月

内容：近年、家庭科で資産運用についての授業が導入されるなど、金融に対する関心が高まっていることを受けて、銀行がない江戸時代の庶民がお金がない時にどうしたのか、どのように融通し合ったのか解説します。

- 3 (仮) 指定文化財に関する展示

期間：2月～3月

内容：ひな祭りスタンプラリーの開催期間に合わせて指定文化財に関する展示を実施する。

- (4) 市江車パンフレット増刷 (事業費200千円)
4年ぶりに通常開催される尾張津島天王祭に向けて、令和2年3月に発行したパンフレットの増刷を行う。

3 令和5年度文化財の整備 (予定)

- (1) ガス燻蒸
令和5年 佐屋郷土資料室
八開文化財資料倉庫 (仮) (事業費550千円)
- (2) 木造聖観音菩薩立像 台座・光背修復 (西照寺) (事業費228千円)
- (3) 尾張津島天王祭協賛会 車楽舟修理費 (愛西市補助分) (事業費480千円)
- (4) 補助金 (指定文化財管理および伝承活動の奨励) (事業費152千円)
- (5) 市江車保存会補助金 (事業費2,700千円)

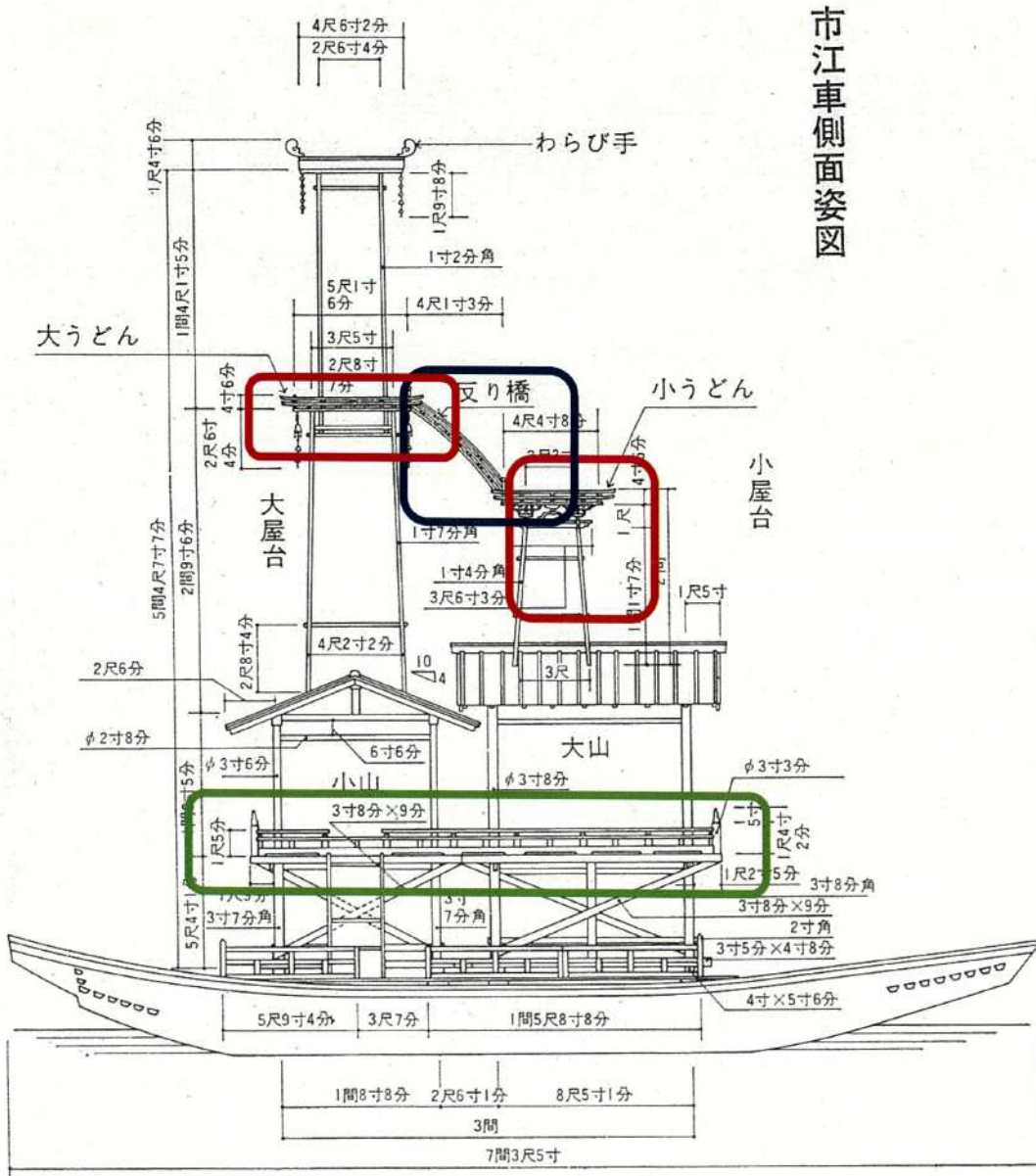
市江車修理事業について

1. 事業概要

令和4年から3カ年にわたり、継続的に市江車修理事業を行う。
尾張津島天王祭車楽舟行事を執行し、確実に後世へ伝承させるため、損傷が激しい市江車の修理を行う。

2. 修理事業計画 (案)

	修理箇所	修理費 (抜粋)
令和4年度	高欄・組物・置物台 修理	¥7,156,600
令和5年度	反り橋 漆修理	¥1,996,500
令和6年度	舟屋形 修理	¥1,305,024



3. 現在の状況と修理方法（令和5年度 反橋）

市江車の反り橋は表面の彩色が剥がれ、木部の割れもある。修理を行わない場合痛みが進む可能性が高く、屋台は高所であるため危険な状態となるおそれがある。修理方法としては、市江車の反り橋の木地の修復を行い、その後漆塗を行う。



【反り橋】

木地の割れがみられる。

4. 令和5年度補助事業にかかる収支計算書【筏場車（津島市）修繕を含む】

収入の部

	区分	令和5年度 収入予定額
収入内訳	所有者負担額	¥1,176,000
	国庫補助額	¥1,176,000
	県費補助額	¥515,000
	市町村補助金（津島市）	¥694,000
	市町村補助金（愛西市）	¥480,000
	収入合計	¥5,730,000

※補助金名：令和5年度文化財保存事業費補助金

※市町村の補助金の割合は、修理委託費の割合による（津島市 59.1%/愛西市 40.9%）

支出の部

	区分	令和5年度 支出予定額
主たる事業費	報償費（専門委員等）	¥260,000
	旅費	¥407,320
	委託費（修理費等） 筏場車・津島市	¥2,882,000
	委託費（修理費等） 市江車・愛西市	¥1,996,500
	需用費（消耗品等）	¥101,100
その他	文化庁調査官 旅費	¥27,120
	需用費（その他）	¥55,960
	支出合計	¥5,730,000

船にのってユネスコ無形文化
遺産の朝祭を見学しよう！

令和5年度 祭りを学ぶ

対象：愛西市・津島市内の**小学4年生から6年生**の児童 ※合同で実施します。

日時：①令和5年7月 9日(日)午前10時から正午
②令和5年7月 23日(日)午前9時から午前11時
③令和5年8月 6日(日)午前9時30分から午後0時30分
※受付時間は開始時間の30分前

参加
無料

内容：①【津島市総合保健福祉センター】
クイズで学ぶ尾張津島天王祭/津島神社・興禅寺など尾
張津島天王祭関係地を巡るフィールドワーク
②【津島市総合保健福祉センター】
観覧船に乗って朝祭の車楽舟だんじりぶねを間近で見学
③【愛西市文化会館】
神葎刈体験みよしかりと注連縄作り体験しめなわをしよう！

プレゼントあり！

※内容・開催時間等に変更になる場合があります。

集合・解散：①津島市総合保健福祉センター
②津島市総合保健福祉センター
③愛西市文化会館

※現地集合（送迎は保護者の責任でお願いいたします。）

定員：15名（申込多数の場合、抽選により受講者を決定）

申込期間：5/15(月)～6/9(金)



愛西市役所 3階教育委員会生涯学習課にて申込いただけます。

※市役所は土日休みです。

祭り当日

子ども獅子

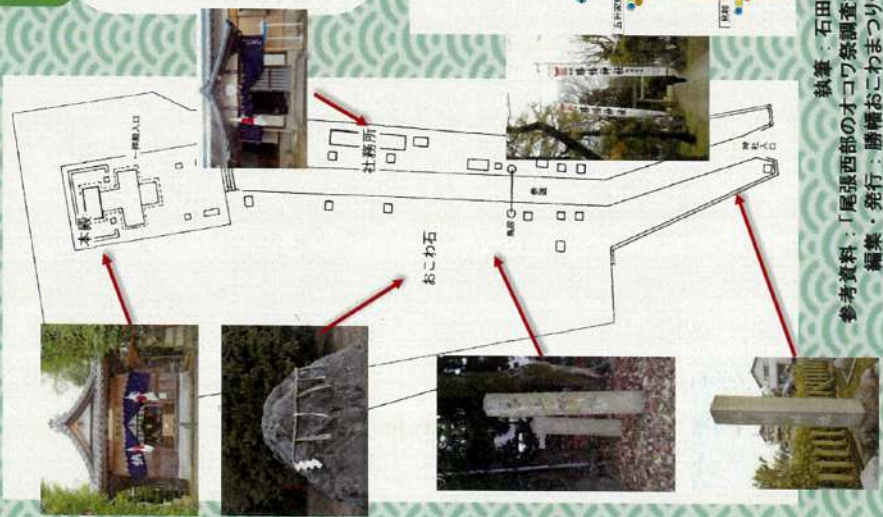
お樽割りが終わると各字が社務所に並べられた獅子を
もってそれぞれの宿元に向かいます。
社務所から獅子が到着すると子どもたちが、拍子木を
鳴らしながら町内を練り歩きます。昔は午前2回、午後1
回まわりましたが、今は男獅子と女獅子を交互に使い午
前に2回まわって、獅子が社務所に返され、オコワ祭のす
べてが終了します。



ほくたち、こどもも
オコワまつりで
かつやくするんだよ！

勝幡神社

愛知県愛西市勝幡町大縄場2620



勝幡おこわまつり保存会の活動

コモを編むことができる人が少なくなってきたため、平成15
年に勝幡おこわまつり保存会がつくられました。保存会は総代さんが会長になりコモ編
みの練習会の開催、祭りの運営など、勝幡
オコワ祭を後世に伝える活動を行っています。



執筆：石田正義
参考資料：「尾張西部のオコワ祭調査報告書（平成28年3月発行）」
編集・発行：勝幡おこわまつり保存会 令和5年1月発行

春オコワ祭

おとす

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
(平成19年3月7日選定)
愛西市指定文化財第20号(平成17年1月26日指定)

勝幡神社で3月の第2日曜日に行われる春のお祭を『オ
コワ祭』ともいいます。オコワ祭の名は供え物の一つに
「オコワ」を入れた樽が神様に供えられこれからきたといわ
れています。

また、そのオコワを食べると1年中健康で生活ができ、樽
の一部を家に持ち帰り神棚に供えられと雷が家に落ちない
などの言い伝えもあります。
オコワを供える神事は江戸時代までさかのぼることがで
きますが、オコワ祭が
いつごろから始まったかは
はっきりとわかりません。



準備

オコワ祭の準備

勝幡町は12の町となり、オコワ祭の準備は、カミ(上)6
町とシモ(下)6町の代表が集まり総代を選ぶことから始
まります。総代に選ばれた人は宿元となり祭りを取り
仕切り、「勝幡おこわまつり保存会」の人たちと協力しなが
ら準備を進めます。

しかしながら勝幡神社の大切な祭りにもかかわらず
正確な記録が保存されていないため、総代さんはオコワ祭に
ついて過去の総代の経緯や地域のお年寄りから情報
を集めます。各地域の人の意見も聞きながら
仕事を進めていきますので、昔と今では祭り
の内容が少しずつ変わってきています。

オコワ祭にかかわる人が着る半纏
まえ



うしろ



準備

コモ編み

祭りの準備で一番大変なことはオコワを入れるコモを作ることです。そのため、オコワを入れる樽が用意されるとコモ編みの練習会が9月に行われます。そして年が明けて1月になると祭りです。

保存会の人たちが勝幡地域防災コミュニティセンターに集まり、コモ編みが始まります。オコワ樽を包むコモは稲わらで作られた縄を使います。二人一組になり8本の縄を中心に1人が縄を編み、もう1人が次に編む縄を編み手にわたします。コモの底の部分が編み終わると次に横の部分、最後に行列の時に竿を吊るす輪になったところを編み込んでいきます。途中で休憩を入れ、3時間ぐらいでコモ編みは終わり、できたコモは保存会の代表から総代さんにわたされ、祭り当日まで総代さん宅に保管されます。



みんなで力をあわせてあんでいくんだね

できあがり



祭り当日

オコワ行列

行列は、宿元の家を出発しお祓いしながら右回りで勝幡の各字を回り神社を目指します。行列の真ん中にオコワ樽を置き、その後を神持ちや御幣持ちが並びます。

子どもたちと係の大人が最後につき、行列を盛りあげます。先導者の手振り鈴の音にあわせて歩を進め、交差点に差し掛かると列を止め、神持ちは「オー」と大きな声を出します。行列は太鼓の音に迎えられて、大勢の人が待つ神社に到着すると、オコワ樽は神主に渡され、祭壇に供えられます。



祭り当日

お樽割り

お樽割りは、「おこわ石」に向かって、オコワ樽のはいったコモを叩きつける行事です。神事が終わり、集まった人たちがおこわ石の周りを囲むとオコワ樽が神主さんから総代さんに渡され、祭りのクライマックスであるお樽割りが始まります。

お樽割りに参加する順番は、総代・市長などの来賓、子ども、希望する大人などです。周りの目が樽に集中する中、両手でコモを持ち、振り下ろすようにして2~3回、石に向かって叩きつけます。そのとき、周囲からは「よいよい」の掛け声がかかります。何度かコモが石にあたるうちに、樽は壊れ、中に入っているオコワが餅のようにになります。その様子を見ていた保存会の人たちが「よしよし」の合図を大声でかけると、オコワの奪い合いが始まります。最初は前にいた子どもたち、次に大人たちの手が樽に飛び込みます。オコワを取った人たちは取れなかった人とオコワを分けあいます。どの顔も満足げでおいしそうにオコワをほおばります。オコワを分け合って食べることで、地域に連帯感や一体感も生まれていきます



①神事が終わるとお樽割りがはじまります



「よしよ！ よいよ！」

②「よしよ」のかけごとともにおこわ石にむかってオコワ樽をふりおろします



オコワたるがうちつけられることでおもちのようになるのね



③「よしよ」の合図で、壊れた樽の中のオコワにむかって、いっせいに手がのばされます



こどももさんかできるんだ！ほくも、やってみたいな



オコワを食べると一年中けんこうにくらせるんだって！

④おもちとなったオコワをなかよくわけあって食べます

市江車の魅力再発見!!!

～令和四年度市江車修理事業を終えて～

愛西市文化会館ロビー（愛西市稲葉町米野三〇三番地）

令和五年六月十五日（木）～七月二日（日） 八時三十分～十七時

※六月十九日（月）休館日

ギャラリートーク（学芸員による解説）

①令和5年6月16日（金）

②令和5年6月24日（土）

③令和5年7月2日（日）

各回13時30分～14時00分

お問合せ

愛西市役所教育委員会生涯学習課

電話 0567-55-7137



修理対象 愛西市指定文化財木造聖観音菩薩立像 1 軀

所在地 愛知県愛西市東條町高田481番地

所有者 西照寺

修理設計者 横川耕介

形状

〔本体〕

高髻を結び、地髪は毛筋彫り、天冠台（不明）に重ねて別製の宝冠を着ける。白毫相をあらわし、耳朶は不環、三道を彫出する。顔を前に向け、条帛、裙に腰布を重ね、両肩に天衣を掛け、腰を僅かに右に寄せて左膝を弛めて立つ。天衣は両肩から上腕に掛かり、両肘下で弛めて再び前腕から体側に沿って垂下する（垂下部は左右ともに亡失）。左手は胸の左前で蓮華を執り、右手は胸の右前で掌を前に第一指と二指を捻る。衣部に金線で文様を描く。

〔台座・光背〕

蓮花座。上から仰蓮（蓮肉に蓮弁）、敷茄子、受け座、薬、反り花、以下五段。

〔光背〕

舟形光背。二重円相は、頭光身光ともに紐・珠（変則）・紐の周囲を列弁で囲み、上下とも中を抜く。周囲を雲で囲む。

品質構造

〔本体〕

桧材寄木造り。内剝なし。彫眼。白毫。彩色、切金。宝冠、瓔珞は銅製。

構造は、現状では明瞭ではないが、頭体共木に数材を寄せるか。足柄は、像底に矩形状の通い柄（一材）を挿し入れる。両手は、肩・肘・手首で矧ぎ付ける。両足先を別材とする。髻を別材とする。

・衣部の文様（金線描き）は、条帛は唐草、腰布は麻葉つなぎ、裙は不明、裙の縁は唐草。

〔台座〕

桧材寄せ木造り。彩色、漆箔。

〔光背〕

桧材寄せ木造り。彩色、漆箔。板三材を矧ぎ、中央下に柄を設えて台座蓮肉の後端に挿す。

〔保存状態〕

- ・台座・光背は後補。
- ・天衣垂下部（肘下の緩みと垂下部）左右ともに亡失。
- ・両手先は後補。
- ・天冠（別製）は後補。胸飾瓔珞は当初の可能性がある。

法量 (c m)

像高 38.8 髮際高 32.9

(以下未計測) 面長 面幅 耳張 裾張 胸幅

台座幅 奥 高

光背幅 高

損傷状況

〔本体〕

- 1) 表面には長年の塵埃が付着する。
- 2) 両肩の彩色にヒビが見えるが、矧目の緩みはない。
- 3) 足柄は、像底に矩形の小材を挿し入れて固定する仕口であり、現状はこの接合部が外れている。これは像が傾く原因の一つとみられる。

〔台座〕

- 1) 表面には長年の塵埃が付着する。
- 2) 漆箔層の剥落がすすむ部分がみられる。
- 3) ニカワの経年劣化により、矧目は全体に緩んでいる。蓮弁は一部脱落している。
- 4) 格段の中央を通る心棒が緩むため、台座全体が不安定な状態である。
- 5) 本体像底の柄を受ける柄穴が適切ではない。これは像が傾く原因の一つとみられる。
- 6) 虫蝕が散見し、陥没する部分もある。現状では虫は見えない。

〔光背〕

- 1) 蓮肉の後面に光背下端の柄を挿し入れて自立する仕口だが、摩損により外れている。現状では、像の後ろに光背が凭れている。
- 2) 左右三材の矧目が緩む。向かって左側は後世修理により応急的に接合されており、接着部は見苦しい状態である。

修理仕様

〔本体〕

- 1) 表面の汚れは、エタノール50%水溶液を用いて清掃する。後に彩色の剥落止めをおこなう。3%を基準とするニカワ水溶液を用いる。
- 2) 解体はおこなわない。
- 3) 像の傾きに合わせて足柄を調整・固定する。

〔台座〕

- 1) 表面の汚れは、エタノール50%水溶液を用いて清掃する。
- 2) 漆箔層が剥落する部分は、ニカワにより剥落止めをおこなう。ニカワ3%水溶液を複数回に分けて隙間に含浸させ、熱小手などを用いて圧着する。
- 3) 緩む矧目は一旦すべて取り外し、接面の古い接着材を清掃してから組み立てる。接着材は、ニカワとエポキシ樹脂を適宜使い分ける。
- 4) 台座の心棒を調整する。必要なら桧材で新補する。
- 5) 蓮肉上面の柄穴を像の傾きに合わせて調える。

- 6) 虫蝕は、希釈したアクリル樹脂を数回に分けて含浸させる。陥没する部分は錆漆を注入して形状を調える。

〔光背〕

- 1) 緩む部分を一旦解体し、矧目の古い膠を清掃する。ニカワまたはエポキシ樹脂で接合し、矧目はサビ漆を用いて形状を整える。アクリル絵具を用いて古色を施す。
- 2) 柄の仕口は台座・光背ともに桧材・エポキシ樹脂を用いて新補する。



本像

- ・後世の修理により欠損部は補われている。
- ・宝冠（後補）は打ち付けられているので、取り外しにしたい。
- ・足柄が外れている。



全景

- ・台座の中程から上が向かって左に傾いている。
- ・像底の足柄と台座の格段の接続部が緩んでいるため。



光背

- ・以前に光背の矧目が外れ、応急的に接合されている。
- ・中央材の下端に柄を設えるが、経年からの磨損が激しい。



台座（解体）

- ・中心に心棒を設けて格段を積み上げる構造。
- ・仰蓮は蓮肉と蓮弁を造り分け、蓮弁を一枚づつ貼り着ける丁寧な造り。

指定理由書

もくぞうやくしによらいりゅうぞう
木造薬師如来立像 1 軀

像高 88.6 cm

この仏像は、東條町に所在する真言宗智山派鳳凰山西照寺の本堂に安置されている。

当地域には、かつて真言宗の遍照院が存在していたとされている。この遍照院は、1570（元亀元）年～1574（天正2）年にかけて起きた長島一向一揆の際に焼失したとされる。遍照院に安置されていたとされるこの仏像は焼失を逃れ、後に薬師堂を建立して祀ったと伝わっている。その後、1936（昭和11）年に甚目寺町（現あま市）より西網之坊が薬師堂に移転して西照寺と改称され、薬師堂から西照寺にこの仏像が引き継がれ、現在に至る。

本像は、肉髻^{につけい}、螺髪^{らぼつ}をあらわし、衲衣^{のうえ}をまとい、右肩に覆肩衣^{ふくけんえ}を掛け、両足をそろえて立つ。左手は臂^{ひじ}を屈して掌を前へ向ける施無畏印^{せむいいん}とし、右手は垂下し仰ぐ掌に薬壺を載せている。

ヒノキと考えられる木材による一木造で、木芯を左後方にはずす一材から頭体を彫り出している。

両体側部に別材^はを矧ぐが、それぞれ後補^{こうほ}である。この他に両手先、両足先も後補である。また、背面地附から高さ34 cmの位置で横に鋸を入れ、この位置から地附までに後補の別材を当て、その別材前方と体幹部材の矧ぎ目をまたいで横長の角柄^{ほぞ}（後補）を差し込んでいる。全面にわたり薄い盛り上げと古色塗りが認められるが、いずれも後補である。また、面相部をはじめ、像表面^{えもん}の衣文には彫り直しがなされているが、もとは平安時代前期の作と考えられる。

左手臂を屈して掌を前へ向ける施無為印とし、右手は垂下し仰ぐ掌に薬壺を載せる姿に特徴があり、これは通形の薬師如来像とは逆手になっている。

海部地域南部の江戸時代以前の資料はほとんど確認されず、不明な点が多い。このような状況において、中世まで時代をさかのぼる可能性があるこの仏像は、地域の歴史を知る上で重要な歴史的資料である。

以上の点から、この仏像等を指定文化財とし、保護することが適切であると判断する。

指定理由書

ずしいりもくぞうしょうかんのんぼさつりゅうぞう
厨子入木造 聖 観音菩薩立像 1 躯

像高 38.8 cm

この仏像は、東條町に所在する真言宗智山派鳳凰山西照寺の本尊である。

1936（昭和 11）年に甚目寺町（現あま市）より西網之坊が薬師堂に移転して西照寺と改称された。1888（明治 21）年の「什物明細取調書」の記録から、本像は西網之坊の本尊であった可能性が考えられる。

通形の菩薩像で、宝髻^{ほうけい}を結び、上半身に条帛^{じょうはく}、下半身に裙と腰衣をまとい、両肩から天衣^{てんね}（垂下部は欠失）を掛ける。両腕を屈し、左手に蓮華を執り、右手は第一・二指を捻じて、ほぼ直立して立つ。装身具として宝冠^{ほうかん}、胸飾そこから垂れる瓔珞^{ようらく}をあらわす。

ヒノキ材の寄木造である。着衣部に切金文様が施され、条帛は唐草文、腰布は麻葉つなぎ文が見られる。裙は不明であるが、その縁は唐草文である。

両手先、天冠は後補であり、天衣垂下部は失われている。ただし、胸飾、瓔珞は制作当初からあった可能性がある。

甚目寺町の西網之坊が移転し、西照寺となったことを伝える資料であり、寺院間のつながりを知る上でも貴重な資料である。また、鎌倉時代の作と考えられ、その時代性がよく表れている。

以上の点から、この仏像等を指定文化財とし、保護することが適切であると判断する。

○愛西市文化財保護条例

平成17年4月1日

条例第84号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市指定有形文化財（第4条—第16条）
- 第3章 市指定無形文化財（第17条—第22条）
- 第4章 市指定民俗文化財（第23条—第28条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第29条—第34条）
- 第6章 愛西市文化財保護審議会（第35条—第40条）
- 第7章 補則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除き、市の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第2条第1項第1号に掲げる有形文化財のうち市の区域内にあり、かつ、法により重要文化財の指定を受けていないもの及び県条例により県指定有形文化財の指定を受けていないもの（以下「有形文化財」

という。)

(2) 法第2条第1項第2号に掲げる無形文化財のうち市の区域内にあり、かつ、法により重要文化財の指定を受けていないもの及び県条例により県指定無形文化財の指定を受けていないもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 法第2条第1項第3号に掲げる民俗文化財のうち市の区域内にあり、かつ、法により重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定を受けていないもの及び県条例により県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定を受けていないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 法第2条第1項第4号に掲げる記念物のうち市の区域内にあり、かつ、法により史跡名勝天然記念物の指定を受けていないもの及び県条例により県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けていないもの(以下「記念物」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 愛西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、有形文化財うち重要なものを愛西市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有

形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

- 4 第1項の規定による指定は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合、その他特別の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき、又は県条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、所有者に代わ

る当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者については、第1項の規定を準用する。

（所有者の変更等）

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、毀損等）

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理及び修理の補助）

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理に要する経費は、所有者の負担とする。ただし、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えないときは、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(管理及び修理に関する勧告)

第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置、その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を採る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、当該許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条ただし書の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は

前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とする。

- 3 第1項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対し、その通常生ずるべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(報告)

第15条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第16条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の勧告、指示、その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第17条 教育委員会は、無形文化財のうち重要なものを愛西市指定無形文

化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行ふ。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

（解除）

第18条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行ふ。
- 4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、又は県条例第18条第1項の規定による県指定無

形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第19条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）についても同様とする。

（保存）

第20条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成、その他その保存のため適当な措置を採ることができる。

2 市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（公開）

第21条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しそ

の記録の公開を勧告することができる。

- 2 市は、前項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(保存に関する助言及び勧告)

- 第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定民俗文化財

(指定)

- 第23条 教育委員会は、有形民俗文化財のうち重要なものを愛西市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形民俗文化財のうち重要なものを愛西市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行う。

(解除)

- 第24条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示して行う。

- 4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条

第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は県条例第24条第1項の規定による県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第25条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第26条 第6条から第11条まで及び第13条から第16条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第27条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を採ることができる。

2 市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言及び勧告)

第28条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当

と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第29条 教育委員会は、記念物のうち重要なものを愛西市指定史跡、愛西市指定名勝又は愛西市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

(解除)

第30条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったとき、又は県条例第29条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の規定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には同条第4項の規定を準用する。

(標識の設置)

第31条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置するものとする。

(土地の所在地等の異動の届出)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、番地、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第34条

で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を採る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には第12条第2項の規定を、前項の規定による許可を受けた者には同条第3項の規定を準用する。

(準用規定)

第34条 第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第15条及び第16条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 愛西市文化財保護審議会

(設置)

第35条 教育委員会に愛西市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第36条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解

除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
(組織)

第37条 審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)

第38条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第39条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(雑則)

第40条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町文化財保護条例（昭和38年佐屋町条例第10号）、立田村文化財保護条例（昭和52年立田村条例第2号）、八開村文化財保護条例（平成10年八開村条例第32号）又は佐織町文化財保護条例（平成元年佐織町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○愛西市文化財保護条例施行規則

平成17年4月1日

教育委員会規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市文化財保護条例（平成17年愛西市条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定調書)

第2条 条例第4条第1項、第17条第1項、第23条第1項若しくは第29条第1項の規定による市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、指定調書（様式第1号）を愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出することができる。

(指定書)

第3条 条例第4条第5項（条例第23条第2項で準用する場合を含む。）の規定による教育委員会が所有者に交付する指定書は、様式第2号によるものとする。

(指定書の再交付)

第4条 指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第3号によるものとする。

(管理責任者選任等の届出)

第5条 条例第6条第3項（条例第26条又は第34条で準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、様式第4号によるものとする。

(所有者の変更等の届出)

第6条 条例第7条第1項（条例第26条又は第34条で準用する場合を

む。)の規定による所有者の変更の届出は、様式第5号によるものとする。

2 条例第7条第2項(条例第26条又は第34条で準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第6号によるものとする。

(滅失、毀損等の届出)

第7条 条例第8条(条例第26条又は第34条で準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の滅失、毀損、亡失又は盗難の届出は、様式第7号によるものとする。

(所在の変更の届出)

第8条 条例第9条(条例第26条で準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所の変更の届出は、様式第8号によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第9条 条例第12条第1項及び条例第33条第1項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者又は条例第25条第1項の規定により現状変更等の届出をしようとする者は、現状変更等許可申請又は届出書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

(修理の届出)

第10条 条例第13条第1項(条例第26条又は第34条で準用する場合を含む。)の規定による修理の届出は、様式第10号によるものとする。

(認定書の交付)

第11条 教育委員会は、条例第17条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、当該保持者又は保持団体に対して認定書(様式第11号)1通を交付するものとする。ただし、2人以上の保持者又は2以上の保持団体を一括して保持者又は保持団体として認

定した場合にあっては、当該2人以上の保持者又は2以上の保持団体に対して1通を交付するものとする。

(認定書の再交付)

第12条 認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第3号によるものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第13条 条例第19条の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更したとき、又は保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、若しくは構成員に異動を生じたときの届出は、様式第12号によるものとする。

2 条例第19条の規定による保持者の死亡又は保持団体若しくは保存団体の解散の届出は、様式第13号によるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第14条 条例第32条の規定による土地の所在等の異動についての届出は、様式第14号によるものとする。

(台帳)

第15条 教育委員会は、市指定の文化財に関する台帳を備え、写真及び実測図その他の資料を添付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の立田村文化財保護条例施行規則（平成11年立田村教育委員会規則第1号）、八開村文化財保護条例施行規則（平成11年八開村教育委員会規則第2号）又は佐織町文化財保

護条例施行規則（平成元年佐織町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

指 定 調 書

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所

氏 名



(名称及び代表者氏名)

市指定有形文化財
市指定無形文化財
市指定有形民俗文化財
市指定無形民俗文化財の指定を受けたいの
市指定史跡
市指定名勝
市指定天然記念物

愛西市文化財保護条例の規定による、

で、下記のとおり調書を提出します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 員 数
- 3 所在の場所
- 4 所有者等の氏名(名称)及び住所
- 5 現状(品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等)
- 6 由来及び沿革
- 7 徴証、伝説、作者等
- 8 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- 1 現状を示す写真
- 2 地積図(史跡、名勝又は天然記念物の場合)
- 3 当該文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類

様式第2号(第3条関係)

(表)

割印

記号番号

指 定 書

名 称

特記すべき事項

上記を愛西市文化財保護条例第4条の規定により
愛西市指定 文化財に指定する。

年 月 日

愛西市教育委員会 印

(裏)

所 有 者	所有者の住所 (居 所)	所 在 の 場 所	交付、再交付又は変 更の年月日

注意

- 1 所有者に変更があったときは、この指定書を新所有者に引き渡すこと。
- 2 指定が解除されたときは、この指定書を教育委員会に返還すること。
- 3 この指定書は、毀損しないように大切に保存すること。

様式第3号(第4条・第12条関係)

指定書等再交付申請書

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

㊦

下記のとおり 指定書 認定書 を 亡失し 盗まれ 滅失し 破損し ましたので再交付してください。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び 指定書 認定書 の記号番号
- 3 所有者の氏名(名称)及び住所
- 4 亡失 盗難 滅失 破損 の年月日
- 5 亡失 盗難 滅失 破損 の状況
- 6 その他参考となるべき事項

様式第4号(第5条関係)

管理責任者 選任
解任 届

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
氏 名

㊦
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり、管理責任者を 選任
解任 しました。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年齢
- 7 選任 年月日
解任
- 8 選任 理由
解任
- 9 その他参考となるべき事項

様式第5号(第6条関係)

所有者変更届

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
氏 名 ①
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり、市指定の文化財の所有者に変更がありました。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 旧所有者の氏名(名称)及び住所
- 4 新所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 変更年月日
- 6 変更した理由
- 7 その他参考となるべき事項

(添付書類)

指定書

様式第6号(第6条関係)

氏名
所有者(管理責任者) 名称 変更届
住所

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
氏 名 (印)
(名称及び代表者氏名)

氏名
下記のとおり、市指定文化財の所有者(管理責任者)の 名称 を変更しました。
住所

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 変更前の氏名(名称)及び住所
- 5 変更後の氏名(名称)及び住所
- 6 変更年月日
- 7 その他参考となるべき事項

(添付書類)

所有者にあつては、指定書

様式第7号(第7条関係)

滅失・毀損等届

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
氏 名 ㊟
(名称及び代表者氏名)

下記のとおりに、市指定の文化財が
滅失し
毀損し
亡失し
盗まれ
ました。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 6 滅失、毀損、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事実の生じた日時
- 7 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 8 滅失、毀損等の原因
- 9 毀損の場合は、その箇所及び程度並びに市指定の文化財がその保存上受ける影響
- 10 滅失、毀損等の事実を知った日
- 11 滅失、毀損等の事実を知った後に採られた処置
- 12 その他参考となるべき事項

(添付書類)


滅失、毀損等の状態を示すキャビネ判写真及び図面

様式第8号(第8条関係)

所在場所変更届

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
氏 名 
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり、市指定文化財の所在の場所を変更します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 変更前の所在の場所
- 4 変更後の所在の場所
- 5 所有者
管理責任者 の氏名(名称)及び住所
- 6 変更年月日
- 7 変更する理由
- 8 その他参考となるべき事項

様式第9号(第9条関係)

現状変更等許可申請書
届出書

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

㊦

下記のとおり、市指定の文化財の現状変更等を行うことを許可してください。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 許可申請者(届出者)の氏名(名称)及び住所並びに代表者の氏名及び事務所の所在地
- 7 現状変更等を必要とする理由
- 8 現状変更等の内容及び実施方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 現状変更等のため所在の場所を変更しようとするときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後異動する所在の場所及びその時期
- 11 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 12 現状変更等に係る工事施工者の氏名(名称)及び住所並びに代表者の氏名及び事務所の所在地

(添付書類)

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計書
- 2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料のあるときは、その資料
- 4 所有者の承諾書(許可申請者又は届出者が所有者以外の者である場合)
- 5 管理責任者の承諾書(管理責任者がある場合において、許可申請者又は届出者が管理責任者以外の者である場合)

様式第10号(第10条関係)

修 理 書

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

下記のとおり、市指定の文化財の修理をします。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 6 修理を必要とする理由
- 7 修理の内容及び方法
- 8 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 9 修理のため所在の場所を変更しようとするときは、変更後の所在の場所並びに修理終了後異動する所在の場所及びその時期
- 10 修理の着手及び終了予定時期
- 11 修理施工者の氏名(名称)及び住所並びに代表者の氏名
- 12 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- 1 設計仕様書
- 2 修理しようとする箇所の写真又は見取図

様式第11号(第11条関係)

割印

記号番号

認 定 書

様

(芸名雅号等)

生 年 月 日

上記を愛西市文化財保護条例第17条の規定により
愛西市無形文化財 保持者 として認定する。
保持団体

年 月 日

愛西市教育委員会 印

様式第12号(第13条関係)

保持者氏名等変更届

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
(保持団体又は保存団体にあつては、事
務所の所在地)

氏 名 (印)
(保持団体又は保存団体にあつては、名
称及び代表者氏名)

下記のとおり、市指定無形文化財 保持者の氏名、芸名、雅号及び住所
保持団体又は保存団体の所在地、代表者及び構成員 を変
更しました。

記

- 1 名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 変更前の氏名、芸名、雅号及び住所
(保持団体又は保存団体にあつては、変更前の名称、事務所の所在地、代表者及び構成員)
- 4 変更後の氏名、芸名、雅号及び住所
(保持団体又は保存団体にあつては、前号に同じ。)
- 5 変更した年月日
- 6 その他参考となるべき事項

様式第13号(第13条関係)

保持者
保持団体死亡・解散届
保存団体

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

相続人
住 所
氏 名



保持者
下記のとおり、市指定無形文化財の保持団体が死亡・解散しました。
保存団体

記

- 1 名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 保持者の氏名及び住所
(保持団体又は保存団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 4 死亡年月日及び死因・解散の理由
解散
- 5 その他参考となるべき事項

様式第14号(第14条関係)

土地異動届

年 月 日

(あて先)愛西市教育委員会

住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、下記のとおり所在等の異動がありました。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 異動の内容
- 5 異動の年月日
- 6 異動の理由
- 7 その他参考となるべき事項

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条・第12条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第13条関係)

様式第14号 (第14条関係)